

第 20 期

第 20 回

# 総会議事録

令和7年12月18日

- 開催年月日 令和7年12月18日(木)
- 開催場所 郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	先崎孝太郎	出席	田村地区
2	古川 弘作	出席	中央地区
3	安藤 嘉行	出席	三穂田地区
4	鈴木 雄一	出席	安積地区
5	小林正一郎	出席	片平地区
6	佐久間俊一	出席	喜久田地区
7	渡邊 清助	出席	逢瀬地区
8	松川 延安	出席	田村地区
9	北島 繁和	出席	湖南地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	吉田 直衛	出席	中田地区
12	池上慎一郎	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	濱津 洋一	出席	田村地区
15	高野 和介	出席	日和田地区
16	藤田 稔	出席	熱海地区
17	石井 源信	出席	西田地区
18	濱尾 文博	出席	富久山地区
19	伊藤 城治	出席	三穂田地区
20	伊藤 博文	出席	中央地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】	渡辺 啓一	【事務局次長】	齋藤 聰
【農地調整係主任】	大堀 寛和	【主任主査兼庶務係長】	片田 友博
【農業振興・農業法人係長】	椎野 かおる		

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】	柳沼 一幸
-----------	-------

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

- 開会宣言 13時28分

- 閉会宣言 14時37分



郡山市農業委員会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

鈴木 雄一

署名人

池上 慎一郎

事務局	<p>ただいまより、第20回総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席の届出はありません。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>こんにちは。年の瀬も押しせまり、お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。</p> <p>この後、懇親会がありますので進めたいと思います。</p> <p>本日もよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	(全員異議なし)
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>4番 鈴木 雄一 委員 12番 池上慎一郎 委員</p> <p>このお二方にお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>タブレットの正誤表をご覧ください。</p> <p>議案書の1ページ5番、使用貸借期間の記載がありませんでしたが、期間は10年になります。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p>

	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>1番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>12月5日、事務局会議室において濱津職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>また12月3日に現地調査をし、一部作物が作付けされていました。</p> <p>適切に管理されています。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事し、妻の父親の協力を受け野菜栽培を行う計画です。当面、さつまいもを中心に作付けし、徐々に種類や規模の拡大を行いたいとのことで意欲が感じられました。</p> <p>農機具につきましては、父親と使用貸借契約を結んでいます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は耕作不便、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p>

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について、付議いたします。</p> <p>鈴木 雄一委員の調査報告を求めます。</p>
鈴木 雄一 委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業廃止、農業開始です。</p> <p>12月12日、現地調査を行いました。</p> <p>両者はいとこ同士で、以前から受け人が耕作していました。</p> <p>許可後も引き続き、受け人が妻と2人で野菜などを栽培します。</p> <p>畠の周囲は囲まれており影響はありません。</p> <p>また管理機を保有しております、問題はありませんでした。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)

議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。  次に4番 1件について、付議いたします。 伊藤 城治委員の調査報告を求めます。
伊藤 城治 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は子への一括贈与です。 12月8日に現地確認し、受け人より聞き取り調査を行いました。 受け人と渡し人は親子で、経営継承のための申請です。 農機具は自己所有の物を使用し、農作業は受け人と妻が行います。 申請地は農地として適正に管理されていました。  調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について 許可と決します。  次に5番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	5番 1件について調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。

	<p>社員2名が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について許可と決します。</p> <p>次に6番と7番の 2件について、付議いたします。これは私の報告なので議長交代いたします。</p>
濱津職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一 委員	<p>6番の調査結果を報告いたします。</p> <p>12月13日に現地を確認し、電話で聞き取りを行いました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>申請地は受け人の農地の隣で、周辺農地と調和が取れており適正に管理されています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>次に7番の調査結果を報告いたします。</p> <p>12月14日に現地を確認し、電話で聴き取りを行いました。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は農業開始です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>申請地は受け人が購入する住宅の隣で、周辺農地と調和が取れており適正に管理されています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
濱津職代	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
濱津職代	<p>6番と7番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
濱津職代	<p>異議ないものと認め、6番と7番の 2件について 許可と決します。 議長交代いたします。</p>
議 長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に8番から10番までの3件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8番から10番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に10番ですが貸人、借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は高齢化、経営拡大です。 社員4名が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>8番から10番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、8番から10番までの3件について 許可と決します。</p> <p>次に11番 1件について、付議いたします。 高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営継承です。 12月12日に現地確認しました。 申請地の周囲は基盤整備された水田地帯です。 これまで通り、水稻栽培を行います。地域との取り決め等を遵守するとともい農薬の使用方法についても地域の防除基準に従います。 また、農業の維持発展に関する活動へ積極的に参加し、獣害対策に協力します。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。  次に12番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	12番 1件について調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。  この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番 1件について 許可と決します。

	<p>次に13番 1件について、付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>13番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>13番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、13番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に14番から16番までの3件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>14番から16番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず14番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に15番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は贈与、経営拡大です。</p> <p>受け人が農作業に従事します。</p> <p>次に16番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、息子が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>14番から16番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、14番から16番までの3件について 許可と決します。</p> <p>次に17番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>17番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 12月12日に現地調査したところ、申請地は適切に管理されていました。 受け人と妻、娘が農作業に従事します。 地域との調和要件については、地域の農地利用調整に協力する旨確約し、地元協力者もおり問題ないと思われます。 以上、農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に</p>

	該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	17番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、17番、1件について、 許可と決します。  次に18番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	18番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営拡大です。 12月5日、事務局会議室において濱津職務代理人、後藤推進委員、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 12月4日と15日に現地調査したところ、申請地は建築廃材等が 放置されており、5日の事前審査会で指摘したにもかかわらず 解消していませんでした。その他、不都合がありましたので 現状において適正に管理されるとは思われません。 調査の結果、農地法第3条第2項1号に該当する事項があり 不許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	18番 1件について、許可しない不許可と 決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、18番、1件について、 不許可と決します。  次に19番から21番までの 3件について、付議いたします。

	事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>19番から21番までの3件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず19番ですが使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、経営継承です。</p> <p>使用借人と妻、両親が農作業に従事します。</p> <p>次に20番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻、息子、母親が農作業に従事します。</p> <p>次に21番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>19番から21番までの3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、19番から21番までの3件について許可と決します。</p> <p>次に22番 1件について、付議いたします。</p>

	石井 源信委員の調査報告を求めます。
石井 源信 委員	<p>22番 1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>12月2日、事務局職員とともに現地調査を行いました。</p> <p>草刈り等、適切に管理されていました。</p> <p>受け人は当地で農業法人として農業に従事し、妻と従業員と農業に従事しています。</p> <p>地域の農地用調整に協力する旨、確約しており農地の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障が生じるおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	22番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、22番 1件について、 許可と決します。
	次に23番 1件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	<p>23番 1件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	23番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、23番 1件について許可と決します。 以上で、議案第1号を終わります。  続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 安藤 嘉行委員の調査報告を求めます。
安藤 嘉行 委員	1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業用倉庫です。 農地区分は第3種農地と判断しました。 申請人は稻作を中心に農業を営んでいますが、農業用機械置場が不足しています。昨年の秋にトラクターが盗難にあい、防犯上大型農機具が格納できる農業用倉庫を新設することにしました。 申請地の隣には既存の農業用倉庫があり、その敷地及び市道への出入り、利便性などから選定しました。 汚水は発生せず、雨水は敷地内に勾配をつけ、自然浸透及び市道側溝に排出します。  調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

	<p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2 農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第3種農地 2-1-(1)-エー(ア)-b-(a)で 甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、 公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。 許可基準は 2-1-(1)-エー(イ)で、第3種農地の 転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>2番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、農業用倉庫です。 農地区分は農用地です。 12月16日に現地確認及び聞き取り調査をしました。 現在、自宅敷地内に保有している農機具を保管するスペースが不足しており、自宅から1.6kmと500m離れた知人の倉庫を2棟借りて保管しています。 耕作地が自宅周辺にあることから利便性を考え、農繁期において農機具の運搬・搬出を容易にできる倉庫の必要性から今回の申請になりました。 申請地は自宅から車で1分もかからず、市道沿いの平坦な土地であり、機械の搬出においても容易にできる所です。 南側と西側は畠ですが、申請する倉庫からは離れており、日照の</p>

	<p>妨げにはならず他農地の生産性を損なうおそれはありません。</p> <p>北側と東側は市道に接しており、敷地内を砂利敷きにします。</p> <p>雨水は自然透過させ、汚水は発生しません。</p> <p>事業の確実性は、通帳の写しが添付されており問題はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は農用地2－1－（1）－ア－（ア）で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2－1－（1）－ア－（イ）－bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>小林正一郎委員の調査報告を求めます。</p>

小林正一郎 委員	<p>1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、仮設通路及び伐採木の仮置き場のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>申請地は河川改修に伴い、進入路と河川の木を伐採したものを一時保管する場所として使用します。</p> <p>12月8日に現地を確認しました。</p> <p>河川脇の水田で道路で分断されており、影響はありません。</p> <p>工事終了後に農地に戻す確約書が添付されています。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番の調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)アーチアで4条1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)アーチイーで、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められるものであること、かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定に定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上、補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)

議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。 石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は資材置場、駐車場です。 農地区分は第2種農地と判断しました。 現地は木や草が一度、刈られて少し伸びてきた状態です。 申請地の北と南側は道路、東側が耕作放棄地、西側は建設会社の事務所です。転圧工事を行い、周辺農地への土砂流出を防ぎます。 雨水は地下浸透及び既存の道路側溝へ流します。 駐車場のため周辺農地への日照等の影響はありません。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番の調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-力で 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地 及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-力-(イ)で、第2種農地の転用は 申請地以外に適当な土地がないことが必要ですが、 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えることから 許可できると考えています。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。  続いて、議案第4号「農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」を議題といたします。 農地中間管理機構特例事業に係る農用地利用集積等促進計画の作成を福島県農地中間管理機構へ要請することについて、次のとおりお諮りいたします。 1番から9番までの9件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	議案第4号別紙をご覧ください。 議案第4号は農地中間管理機構が行う農地売買特例事業に係る農用地利用集積等促進計画案を定めることについて福島県農地中間管理機構に要請することをお諮りするものです。 農地売買特例事業は所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、農地中間管理機構から買い受け希望者へ農地を売り渡すものです。 1番から9番までの9件について、買い受け希望者は全部耕作要件、農作業常時従事要件を満たしており、売買価格は過去の売買及び近傍類似価格を参考にし、各地区の委員から確認をいたしております、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することは適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	1番から9番までの9件について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 (全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から9番までの9件について原案のとおり決します。

	<p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「農地等の買受適格証明願いに関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番から4番までの4件について付議いたします。</p> <p>高野 和介委員の調査報告を求めます。</p>
高野 和介 委員	<p>1番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>12月5日、会議室において濱津会長職務代理者、事務局職員と審査会を行いました。</p> <p>願出入及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は耕作のためです。</p> <p>周辺は水田地帯ですが、果樹を植えるそうです。</p> <p>次に2番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>願出入及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は耕作のためです。</p> <p>落札後はこれまで通り水稻栽培を行います。</p> <p>次に3番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>願出入及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は耕作のためです。</p> <p>落札後は適切に耕作することです。</p> <p>次に4番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>願出入及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は耕作のためです。</p> <p>落札後は野菜を栽培することです。</p> <p>以上、4件とも買い受け適格と判断しましたのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>この競売物件はコの字の形になっており、中に建物があります。 一緒に競売にかかるのですね。</p>

高野 和介 委員	4人とも同じ場所です。
議 長	現在、農地として使われていませんね。
高野 和介 委員	赤の部分が今回の競売物件です。現在は庭等になっています。
議 長	1番から4番までの4件について、 適格と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番から4番までの4件について、 適格と決します。  以上で、議案第5号を終わります。  続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 北島 繁和委員の調査報告を求めます。
北島 繁和 委員	1番の調査の結果を報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更のためです。 12月3日に事務局職員と現地調査を行いました。 申請地は4筆ありますが、まず上の3筆について報告いたします。 現地は杉の木があり、周りはその他の樹木が生い茂っています。 農地として手つかずで、山林と一体化しており30年以上耕作、 管理していない状況で農地に復元することは非常に困難で 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。 次に4筆目ですが、すすきが生えている状況で草刈りをし、 トラクターで何回か耕運すれば農地に復元できると判断しました。 ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1件について、上の3筆は非農地と4筆目は非農地としない 農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番について、上の3筆は非農地と4筆目は 非農地としない農地と決します。

	<p>次に2番と3番の2件について付議いたします。</p> <p>石井 源信委員の調査報告を求めます。</p>
石井 源信 委員	<p>2番と3番の調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更のためです。</p> <p>12月2日に事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>2番と3番は100mも離れていないため、農地までの進入路こそ違いますが、内容的には、ほぼ同じです。</p> <p>南側以外は傾斜地に囲まれ、特に北と東側は山の木が覆いかぶさっています。冬で葉は落ちていましたが、夏は薄暗い太陽が数時間しか当たらない農地と思われます。</p> <p>市道からの進入路が狭く、草を分けていかないと辿り着けない山にのまれそうな農地でした。</p> <p>耕作困難であり、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>2番と3番の2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p> <p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、2番と3番の2件について、 非農地と決します。</p> <p>次に4番から148番までの145件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>4番から148番までの145件について、調査の結果をご報告いたします。</p> <p>なお、お配りしています議案第6号別紙のほか、タブレットの遊休農地のホルダーにも地区ごとの対象農地リストも掲載しておりますので後ほどご覧ください。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p>

4番から71番及び112番から148番については今年7年7月7日から8月27日までの延べ15日間にわたり、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員が農地利用状況調査を行いました。

また、72番から111番については、ドローンによる農地利用状況調査を実施しました。

田村町栃本と糖塚の現地立ち入りが困難な箇所にある農地約6.4haについて、入札で選定した業者に7月28日から9月30日までの期間にドローンによる空撮を委託し、その後、成果品として納品された画像を11月の相談日に田村地区の農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員で確認しました。

現地調査及びドローンによる調査の結果、総筆数385筆、総面積163,399.3m<sup>2</sup>について、いずれも多年にわたり耕作されていないことにより樹木が生え山林化したり、背の高い草に覆われ灌木が茂り原野化していたりするなど、農地の復元は困難であり、また、周辺の農地への営農の支障もなく、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番から148番までの145件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番から148番までの145件について、 非農地と決します。 以上で、議案第6号を終わります。
	続いて議案第7号「令和8年農業労働賃金標準額について」を 議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	令和8年農業労働賃金標準額（案）について説明させて いただきます。 まず、タブレットの資料について説明いたします。

議案第7号別紙は、各地区からの要望をもとに11月27日の農地利用最適化推進委員会議での事前検討及び12月11日の郡山市農業労働賃金標準額改定会議での検討を経てまとめました令和8年農業労働賃金標準額表の（案）です。

また、参考資料は議案第7号別紙の令和8年標準額（案）と令和7年標準額を比較した対照表です。

それでは令和8年標準額（案）を説明しますので参考資料をご覧ください。

始めに上段の「臨時雇作業」について説明いたします。

まず「田畠一般作業」ですが「その他の作業」の1時間当たりの賃金をもとに算出しておりますので、先に2行目の「その他作業」についてご説明いたします。

福島県最低労働賃金の時間額が令和8年1月1日より955円から1,033円に引き上げられることを受け、「その他の作業」の単価につきましても1時間当たり960円から1,040円に引き上げております。

それに伴い「田畠一般作業」については1時間当たりの単価1,040円に8時間乗じて8,320円とし、時間外給は1時間当たりの単価1,040円に1.25を乗じて1,300円としております。

また、「オペレーター料金」についても最低賃金の水準が8.3%程度上昇したことを踏まえ、同様に8.3%程度引き上げる案としており、オペレーター料金については令和7年の標準額11,000円から11,920円に、時間外給は令和7年の標準額1,720円から1,860円にそれぞれ引き上げております。

「草刈」については令和7年までは上段の臨時雇作業に含めておりましたが、機械を持参し、燃料代を負担するという作業の性質を考慮し、下段の請負作業への記載を移すこととしました。金額等の詳細については、請負作業で改めてご説明いたします。

次に下段の「請負作業」についてご説明いたします。

まず案の結論を先に申し上げますと最低賃金の上昇率に合わせ全ての作業の標準額について一律に8%増額し、10円未満で四捨五入した金額とする案になっております。

また、その他の変更点についてご説明いたします。まず、育苗について近年、密苗や種もみの厚播きを行う生産者が増えてきたことを受け、基準量となる播種量を示してほしいとの要望がありましたのでJAの農業受委託会社を参考とし、備考欄に「1箱当たり120g播きを基準とする」と追記しております。

続いて草刈りについて、これまで「肩掛け式・背負い式」「自走式・手押し式」の2種類の単価を記載していましたが、11月27日の農地利用最適化推進委員会議において「手押し式」の草刈り機がわかりにくいとの意見が出ましたので、手押し式の記載を削除し、「自走式」単価として記載しております。

また、「肩掛け式・背負い式」「自走式」どちらでもない「トラクターモアによる畦畔除草」についても標準額に記載してほしいとの要望が市民からありましたので、近隣自治体の状況及び実際に作業を実施している委員への聞き取り調査を実施し、1m当たり20円として新たに単価を設定しました。

なお本日提出した議案に至るまでの検討過程について補足させていただきます。11月27日の推進委員会議での事前検討において、下段の「請負作業」については、本日提出しております「8%増額の案」のほか、2年連続で引き上げてきた経過や米価の下落等を見越したことを考慮した「現状据え置き案」で意見が分かれました。

最終的に決を採った結果、8%増額の案を推進委員会議での検討結果とし、12月11日の郡山市農業労働賃金額改定会議に提示しました。

改定会議では、昨今の物価高騰や人件費の増加といった社会情勢を鑑みると8%の増額はやむを得ないとして原案通り決定されました。本日は当該案を議案として提出しております。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長	ただいまの説明について、 ご質問、ご意見等ございませんか。古川委員。
古川弘作 委員	各地区で検討した結果ですが、スライドモアが安いと思いました。 あと荒れている所を刈ってくれと頼まれた場合、どれくらいなのか と思いました。
議長	この単価は建設業者や様々な所に聞きました。スライドモアは

	1 m <sup>2</sup> 当たり15円から20円です。そこから出しました。松川委員。
松川 延安 委員	新たにスライドモアの項目を入れましたが、ブームモアも入れた方がいいと思います。
議 長	同じ単価になると思います。含んでもらっていいと思います。
藤田 稔 委員	ここで決めるのは短絡すぎるので、要望があったり、他の意見を聞いたりして進めた方がいいと思います。ブームモアは時間がかかり効率も悪いですから、実態を把握して入れてはどうでしょうか。
議 長	いいですか、事務局。
事務局	来年度の検討課題にさせていただきたいと思います。 皆さんからのご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	ほかに、ございませんか。
濱尾 文博 委員	耕作放棄地を刈るのも同じ値段なのか、草丈何センチ以下とか決めたらいいのでは。
議 長	正直20円は安いと思うかもしれません、結構いい値段です。 1,000m <sup>2</sup> やると2万円になります。そんなに時間もかかりません。
濱尾 文博 委員	集落中やるならいいが、ここだけと言われると。
議 長	藤田委員。
藤田 稔 委員	備考欄の2番に当事者間で調整と書いてあります。基準ですので作業効率とか草丈は当事者間で話し合って割り増ししたり、割引したりできるのかなと思います。
議 長	ほかに、ございませんか。
	(なし)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異義ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第7号を終わります。  続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から6番までの6件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」

次のとおり、1番から9番までの9件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。

報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「許可処分の取り消しについて」

次のとおり1番と2番の2件について許可処分の取消願出書の提出があり、適当と認め取り消したので報告する。

報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「受理通知書の返納願いについて」

次のとおり1番と2番の2件について受理通知書の返納願の提出があり、郡山市農業委員会規程第17条第26号の規定により受理したので報告する。

報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番 1件について

通知書の提出があったので報告する。

報告第5号を終わります。

続いて、報告第6号「農地法第32条第3項の規定による所有者不明農地の公示について」

次のとおり1番と2番の2件について、公示したので報告する。

報告第6号を終わります。

ただいまの 第1号から第6号までの報告について  
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長 以上で報告事項を終わります。次にその他ですが農業振興地域の変更に関して、事務局から説明があります。

事務局	農業振興地域の変更について、特別委員会を開催し、許可事項について、ご審議いただきたいと思います。 12月締め切りの案件の審議予定がありますので来月の総会終了後に特別委員会を開催し、郡山市農業委員会総会運営要領第6条第1項に基づき、その結果を総会の決定として回答したいと思いますので、よろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明について ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、ただいま説明のとおり進めることにいたします。 その他ございませんか。
	(なし)
議長	長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第20回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

郡山市農業委員会

## 第20回総会（令和7年12月18日開催）の概要

### 第3条 農地の移動は

22件で、田 128, 161m<sup>2</sup> 畑 7, 288m<sup>2</sup>でした。

### 第4条 農地の転用は

2件で、農業用倉庫2件でした。

### 第5条 農地の転用は

2件で、資材置場・駐車場1件、一時転用1件でした。